

# 葉山町国民健康保険運営協議会議事録

## 1 開 会

会長あいさつ

国民健康保険運営協議会規則第3条第3項の規定により、委員全員出席のため本会議は成立  
同第5条第2項の規定により、会議録署名委員を2名選出  
審議会、委員会等の公開に関する指針に基づき、傍聴者を1名許可

## 2 議 題

### (1) 平成30年度国民健康保険特別会計決算について

(会 長) 議題1 平成30年度国民健康保険特別会計決算について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 説明をさせていただく前に資料の確認をさせていただきます。お手元に、「運営協議会次第」、「議題1 平成30年度国民健康保険特別会計決算について」、「議題2 令和元年度 9月補正予算について」がございます。よろしいでしょうか。

議題1について説明をさせていただきます。

平成30年度国民健康保険特別会計決算につきましては、今月の5日から開会される葉山町議会第3回定例会に議案提出をし、決算特別委員会において決算の認定を受ける予定となっております。

お手元の資料をご覧ください。資料につきましては、平成30年度決算に関する付属説明書の抜粋となっております。お手元の議題1「平成30年度国民健康保険特別会計決算について」の4枚目をご覧ください。ページ数については112ページとなります。

平成30年度国民健康保険特別会計決算の概要により説明をさせていただきます。「1 決算収支の状況」でございますが、平成30年度の歳入総額としましては、37億3,540万1千円で前年対比4億4,224万8千円の減、歳出総額は36億4,091万2千円で前年対比2億8,847万円の減となっております。歳入及び歳出における大幅の減額につきましては、平成30年度より国保制度が改正され、都道府県化に移行したことに伴い、国庫支出金及び支払基金等に対する収支科目が神奈川県国民健康保険特別会計に移行したことによるものでございます。歳入歳出差引額9,448万9千円につきましては、令和元年度に繰越をすることとなります。前年対比で1億5,377万8千円減額となりました。

次に、114ページの「歳入決算額前年度対比表」により歳入決算額の説明をさせていただきます。

国民健康保険料につきましては、8億5,552万7千円で前年対比4,534万9千円の減となっております。主な減少要因といたしましては、被保険者数の減少に伴う保険料減額によるものでございます。

県支出金につきましては、都道府県化に移行したことに伴う新設科目で、町の保険給付費に要した費用を県から交付される普通交付金分と保険者努力支援分・保険

給付費等交付金分・県繰入金分・特定健康診査負担金として県から交付される特別交付金分があり、22億1,644万8千円で前年対比20億3,190万円増となります。

繰入金につきましては、4億851万9千円で前年対比2,066万6千円の増となっております。主な増加要因といたしましては、その他一般会計繰入金の増額によるものです。平成30年度においては、その他一般会計繰入金を満額、国民健康保険事業運営基金に積立をしました。

繰越金につきましては、2億4,826万7千円で前年対比1億3,578万9千円の増となっております。

国庫支出金から共同事業交付金につきましては、都道府県化に移行したことに伴い、神奈川県国民健康保険特別会計に移行した科目でございます。

歳入合計における前年対比伸率としては、10.6%の減でした。

次に116ページの「歳出決算額前年度対比表」により歳出決算額の説明をさせていただきます。

総務費につきましては、5,676万2千円で前年対比43万8千円の減となっております。主な減少要因といたしましては、前年度が被保険者証の一斉更新の年度だったことによるものです。

保険給付費につきましては、21億7,860万1千円で前年対比1億3,417万9千円の減となっております。主な減少要因といたしましては、療養諸費が減少したことによるものでございます。

国民健康保険事業費納付金につきましては、都道府県化に移行したことに伴う新設科目で、都道府県が都道府県内の保険料必要額を市町村ごとの医療費水準と所得水準等に按分し、決定された納付金を県に納付するものでございます。事業費納付金の総額については11億1,594万2千円でございます。

共同事業拠出金につきましては、都道府県化に移行したことに伴い、その他共同事業拠出金以外は神奈川県国民健康保険特別会計に移行したものであり、前年対比8億2,399万1千円の減となっております。

保健事業費につきましては、2,116万5千円で前年対比141万5千円の減となっております。主な減少要因といたしましては、特定健康診査等事業の委託料の減少によるものでございます。特定健康診査の受診率については、ほぼ横ばい状態となっております。

基金積立金につきましては、2億1,000万2千円で前年対比2億1,000万1千円の増となっております。30年度末現在の積立額につきましては、1億2,028万7,043円でございます。

諸支出金につきましては、5,844万円で前年対比5,007万4千円の増となっております。主な増額要因といたしましては、国庫支出金等返納金の増額によるものでございます。

後期高齢者支援金等から介護納付金につきましては、都道府県化に移行したことに伴い、神奈川県国民健康保険特別会計に移行した科目でございます。

次に117ページをご覧ください。「4 国民健康保険の加入状況」につきましては、町の世帯数が14,424世帯で人口が33,129人と世帯数は微増、人口は微減しておりますが、国民健康保険加入の世帯数については4,992世帯で被保険者数は8,171人

と共に、年々減少の傾向をたどっております。また、(2)の年間平均世帯及び被保険者数においても、同様に年々減少の傾向をたどっております。「5 保険料率」についてですが、医療分・支援分について、減額傾向にあります。前年度と保険料の均衡を図るため、その他一般会計繰入金及び基金から繰入をして保険料率の調整をさせていただいております。「6 国民健康保険料収納状況」につきましては、現年度収納率で94.0%、前年度が94.0%でしたので、横ばい状態となっております。また、1世帯、1人あたりの保険料については、共に減少の傾向にあります。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

#### 【質疑・意見】

- (委員) 収納率が横ばい状態ということだが、どのような収納体制を取られているのか？
- (事務局) 非常勤2名・アルバイト1名により徴収事務を行なっている。
- (会長) 滞納者の中で悪質な例はないのか？
- (事務局) 支払いが滞っている方については、支払うことが困難なため支払うことが出来ない方が多いと思われるので、相談を受けて徴収事務を行なっているが、全てが全てという難しい部分も感じている。
- (会長) 保険給付費が減少しているが、町民が健康であったということで理解して良いものなのか？
- (事務局) 一言で言えば、町民が健康であったということかもしれないが、被保険者数の減少が大きな減少要因かと思う。一人当たりの保険給付費については、高度医療化等もあり増加傾向を辿っている。
- (会長) その他、質疑が無いようですが、事務局(案)にご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長) 異議なしと認めます。

議題1の「平成30年度国民健康保険特別会計決算について」は承認することとし、原案のとおり、本年9月5日より開会予定の第3回葉山町議会定例会に議案提案することとします。

引き続き、議題2の「令和元年度9月補正予算について」、事務局に説明を求めます。

- (事務局) 議題2について説明をさせていただきます。

令和元年度9月補正予算につきましても、同様に、今月の5日から開会される葉山町議会第3回定例会に議案提出をし、議会本会議において議決を受ける予定となっております。

お手元の資料をご覧ください。

資料につきましては、お手元の議題2「令和元年度9月補正予算について」の2枚目をご覧ください。

令和元年度国民健康保険特別会計第1号補正予算(案)でございますが、歳入歳出補正総額としまして、5,448万9千円を補正するものでございます。歳入補正内訳といたしまして、繰越金として、5,448万9千円となります。「繰越金」につきましては、前年度剰余金として、平成30年度における収支の差額について令和元年度に繰り越すものでございます。次に歳出補正内訳といたしまして、基金積立金と

して2,500万円、予備費として2,948万9千円となります。「基金積立金」につきましては、国民健康保険事業運営基金に積み立てるものでございます。「予備費」につきましては、歳入歳出補正予算の調整でございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

(事務局) 補足ですが、予備費で2,948万9千円の補正を計上する予定であるが、7月末現在の保険給付費の統計を出したところ、療養給付費(一般分)において不足が生じる傾向にあることから、予備費に計上をした。また、H30年度から都道府県化になったことにより、保険給付費については県からの交付金で宛がわれることとなるが、2年後の事業費納付金において増額の影響が生じてくることとなる。

(会長) 昨年度の繰越金は、どのくらいあったのか?

(事務局) 資料1のP112に記載のとおり、2億4,826万7千円を繰り越した。保険給付費の不足が懸念されていたため、基金に積立を行えなかったことから多額の繰越をしまった。

(会長) その他、質疑が無いようですが、事務局(案)にご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長) 異議なしと認めます。

議題2の「令和元年度9月補正予算について」は承認することとし、原案のとおり、本年9月5日より開会予定の第3回葉山町議会定例会に議案提案することとします。

## (2) その他

### 次回の協議会について

(事務局) 本運営協議会の委員委嘱でございますが、今月末で、現委員の委嘱期間が満了となります。委員の委嘱期間ですが、国民健康保険法施行令の規定により、任期が2年から3年に変更されたことにより、委嘱期間を3年とさせていただきます。なお、逗葉医師会・逗葉歯科医師会からは、現委員の三浦委員・堀内委員の委員推薦をいただいております。また、公益を代表する委員及び被保険者を代表する委員の皆様にもご依頼をさせていただいているものかと思っております。引き続き、委員委嘱についてお願いをしたいと思います。

(委員) 異議なし。

(事務局) ありがとうございます。委員委嘱の準備をさせていただきます。

また、次回の運営協議会については、12月議会補正予算の案件があった場合は11月中旬以降に予定をしています。補正予算案件が無ければ、令和2年度当初予算(案)の審議ということで1月下旬ごろを予定しています。日程につきましては、後日調整させていただきます。

(事務局) 一点報告事項がございます。国保連合会から功労者表彰の推薦依頼があり、永年本運営協議会にご尽力をいただいております堀内委員を推薦させていただき、表彰が決定されたことをご報告させていただきます。表彰日程につきましては、後日ご本人に連絡をさせていただきたいと思っております。

(会長) 本日の議題につきましては全て終了しました。これをもちまして、葉山町国民健康保険運営協議会を閉会します。